

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いの町長 池田 牧子

市町村名 (市町村コード)	いの町 (39386)
地域名 (地域内農業集落名)	本川地区 長沢、戸中、葛原、中野川、桑瀬、脇ノ山、足谷、高藪、大森、越裏門、寺川
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が顕著で、経営条件が不利な農業について今後規模を広げることは敬遠され、労力の負担から自家消費に留まることが進んでいる。法律による新規就農者の農地確保の条件も重なり、現況を保全していくことが課題である。脇ノ山地域では施設でしいたけを生産している。農業者は現在50代であるため現状維持は可能であるが、もともと農業活動が行われている地域でないため規模拡大の見込みが低い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本川地区に居住した経験のない方が移住し、農業を営み始める条件や農業で生活するための収益の確保は厳しいことから、現在の農業者の子息などが帰郷した際に農業を選択してもらえることで農業が継続していけるような環境が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

本川地区の農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
所有者の意向を確認しながら進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
関係者の意向により進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
関係者の意向により進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
高知県やJA等の関係機関、地域と連携し、新規就農の意向を持つ方がいた場合に、適時に支援できるように努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
関係者の意向により進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--